

# 商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 高橋 但馬

1 日時

平成28年11月10日（木曜日）  
午後1時3分開会、午後1時45分散会  
（うち休憩 午後1時4分～午後1時8分）

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

高橋但馬委員長、ハクセル美穂子副委員長、名須川晋委員、千葉進委員、千葉伝委員、  
樋下正信委員、工藤誠委員、斉藤信委員、小西和子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

柳原担当書記、竹花担当書記、岩淵併任書記、吉田併任書記

6 説明のために出席した者

教育委員会

高橋教育長、川上教育次長兼学校教育室長、菊池教育次長兼教育企画室長、  
今野参事兼教職員課総括課長、小田島首席経営指導主事兼県立学校人事課長

7 一般傍聴者

2名

8 会議に付した事件

所管事項の調査について

9 議事の内容

○高橋但馬委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

きのう当委員会において、斉藤委員から御発言がありました県立高等学校における事案の調査について、引き続き協議をいたします。

この際、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**斉藤信委員** それでは、昨日に続いて、私は第三者委員会での調査を求めます。きのうの審議でも、その必要性が浮き彫りになったと思いますけれども、改めてきのうの教育長、そして教職員課総括課長の答弁をテープで起こして私自身も精査しました。

それで、確認したいことがあります。一つは、この顧問の教師による、いわゆる平手打ち、罵声、そして体育教官室における監禁、この場所でのかなり威圧的な対応というのは、私は実例を示しましたが、学校教育法上、体罰に当たると。これを改めて確認したい。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 体罰に当たるかどうかということですが、きのうの繰り返しということになりますが、具体的な内容については裁判の場でということですが、現時点では体罰に当たるかどうかということについては差し控えさせていただきますということですが。

○**斉藤信委員** 完全な逃げの答弁になっているのですが、きのう教職員課総括課長はこう答弁しました。確かに長時間立たせたままの指導、そういったものは一般論として体罰に該当するということはそのとおり。そういう答弁ですよ。私は具体的に聞いたのです。答えは一般論でしたけれども、学校教育法上、具体的な事例も紹介しました。平手打ちは体罰、一定の時間、監禁してどなり散らすことも体罰。だったら、これは体罰として否定できないでしょう。

いいですか、あなた方がことしの6月19日に調査した当時の部員の調査結果で、びんたはありましたと部員の一人は答えています。そして、もう一人は、練習するたびぐらい、罵声はほぼ毎日あったというのが2人目の部員の証言です。そして、3人目は、びんたをされたときによけたという人です。この人は何と答えているかということ、平手でびんたはどれくらいあったのか、それは月1回くらいあったと。実際はもっとあったと思いますよ。しかし、あなた方が再調査したら、当時の部員がこう答えているのです。これは体罰ではないですか。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 昨日答弁いたしましたとおりに、そのような行為につきまして、まさに一般論としてはこのような行為が体罰に当たるとするのはそのとおりですが、ただ、もろもろの事実関係を含めて、双方の主張に食い違いがあるという裁判での状況でございますので、いずれきのうお答え申し上げたとおり、具体的な体罰に当たるかどうかと、この事案につきましてのことについては答弁を差し控えさせていただきますということですが。

○**斉藤信委員** 私は、裁判の双方の主張を言っているのではないですよ。あなた方の調査で、関係者が、当時の部員がこう答えているのです。びんたがあった、罵声は毎日あった、そしてそういう平手打ちは月に1回くらいはあったと。私が聞いているのは、裁判のやりとりではないのです。あなた方が調査した結果ではないですか。この調査結果をどう見るのですか。こういう事実をあなた方が学校で最初につかんでいたら、直ちに実態調査すべきだった。しかし、教師がそれを全面否定したから、そして学校もその立場に立ったから、この対応を間違ってしまったのですよ。しかし、現段階で、あなた方の再調査で、

体罰が明らかになったではないですか。あなた方は調査結果をどう見ているのですか。何のために調査したのですか。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 斉藤委員がおっしゃいましたびんた、それから罵声といいますが、大きな声での指導、そういった行為自体があったということにつきましては、我々はその聞き取り調査によって確認したということではございますが、繰り返しになって恐縮ですが、そのことについて、体罰かどうかということについては、裁判が進行中ということで差し控えさせていただきたいと申し上げているものでございます。

○**斉藤信委員** 裁判を理由にしているけれども、学校教育法上、体罰に該当する具体的な事例を私はきのう紹介しました。平手打ちも体罰、そして別室指導のため昼食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。これは実際にあったのですよね。2時間以上、3時間近くにわたって該当する生徒を監禁してどなり散らしたと。これは、学校教育法上、例示されている体罰そのものではないですか。これを何でそのように評価できないのですか。文部科学省から例示されているのですよ。誤解のないように例示されているのに、何であなた方は評価できないのですか。顧問弁護士から認められないと言われているのですか。だったら裁判の土台は崩れていると思いますよ。私は裁判に干渉するつもりはないので、あなた方の調査結果は、学校教育法上、許されない体罰ではないかと聞いているのですよ。学校教育法上の立場で教えてください。

○**今野参事兼教職員課総括課長** これについては繰り返しということになってしまいますが、いずれ裁判途上ということではございますので、学校教育法上、体罰に当たるかどうかということは、裁判に直接影響する部分でございますので、そのことについて申し上げることは適切ではないのではないかとということではございます。

○**斉藤信委員** 結局答弁不能ということになったと思います。そして、あなた方が応訴した裁判の根拠も土台も崩れている。

それで、あなた方の再調査で明らかになったこうした平手打ちや罵声、こういうことを事件が発覚した段階であなた方が把握したら、どういう対応になりますか。

○**今野参事兼教職員課総括課長** あくまで一般論という形でお答えせざるを得ませんが、そういった形で確認されたということで、今回は裁判の過程ということでお答えは差し控えるものではございますが、一般論として申し上げますれば、そういったことが確認されたということになれば、しかるべき措置を検討することになるかと思います。

○**斉藤信委員** 今重大な答弁でしたね。当初からこういう体罰が明らかになっていたら、教師の暴言、暴力によって不登校に陥ったのですから、これは学校も県教育委員会も、重大事態として徹底した調査をしなくてはならない。第三者委員会も必要になってくるケースですよ。

私は、県教育委員会から資料をいただきました。しかし、学校からの情報提供という文書しかないのですよ。平成21年11月27日、昨年秋に不登校の3年男子生徒の保護者から、学校に対して次の要求があった。県教育委員会にも電話がある可能性があるので情報提供

していく。一つ、不登校のきっかけは1年前の部顧問からの体罰である。事実関係を明確にしてほしい。二つ、教員の責任で不登校になったので、卒業の手だてがあるはずだ。この二つの要求が平成21年11月27日にありました。しかし、このときは、体罰の事実があれば教職員課に、卒業にかかわることは高校担当への連絡をお願いするというのが、県教育委員会の対応です。この時点で体罰と認めていないのです。

2回目、平成21年12月3日、このときは11月30日に体罰を受けたという教諭から事情を聞いた。文章としておかしいですね。体罰をしたということなのだけれども、こういう文章になっています。盛岡第一高校の先生がこのように書いているのですね。体罰を受けたという教諭から事情を聞いた。国語の間違いですけれども、体罰をしたと言われる教諭です。昨年11月に部活動のことで体育教官室で1時間以上、部活動への取り組みについて指導した。強い口調で指導したが、暴力は振るっていない。こうやって暴力を否定したのですね。ただ、体育教官室では、このときは1時間以上、強い口調で指導したとは言っています。しかし、このときも暴力を否定したので、体罰と受けとめないで、県教育委員会への情報提供にとどまりました。県教育委員会は了知したと、こういう対応です。

平成21年12月11日、12月7日に両親と校長とで話し合いを持った。校長から、長い間本人の悩み、苦しみに気がつかなかったこと、長時間にわたり立たせて叱責したことについて謝罪し、今後卒業に向けての対応、別室登校、科目を絞って74単位取得での卒業について説明したと。このときは、かかりつけ医の鈴木医師からの医療情報提供書の写しを渡された。いわば不登校の原因が部顧問による暴力、そして暴言によるPTSDの発症、このときの医療情報提供書はそういう中身です。この段階で重大事態ということで対応すべきだったが、このときも情報提供なのです。県教育委員会も了知しただけですよ。だから、事故報告書は出ていないのです。

平成21年12月24日、12月17日に母親が来校し学年長、担任と面談を行った。12月21日に両親が来校してバレーボール部の顧問教師との面談を行った。顧問は、暴力について否定した。2時間に及んだとされる説教については、結果的に2時間ぐらい生徒本人を立てて話をしたことを否定できなかった。こうなっているのです。このときに暴力を否定した。しかし、2時間ぐらい立たせて話をしたことは否定できなかったと学校の文書でも書いている。それでも、事故報告書ではなくて学校からの情報提供ですよ。調査もしていません。県教育委員会は、了知したで終わりですよ。

実際に不登校になって、PTSDを発症したという生徒が勇気を奮って。それはかなりの時間がたっているのです。部顧問による暴行、暴言が原因だったということで、こういう話し合いになっているのです。それについて全く聞く耳を持たないで、調査もしない。初動がまずかったのではないですか。こういう深刻な訴えに対して、謝罪はしましたけれども、形だけではないですか。学校の対応が初動でまずかったのではないですか。調査しなかったのではないですか。どうですか。

○今野参事兼教職員課総括課長 初動の提起につきまして、当時の判断についてどうであ

ったかということについて申し上げることは難しいところでございますが、このときの調査については基本的に当該教員に対して行ったということで、他の生徒については行っていなかったということ自体は事実でございます。

○**斉藤信委員** 調査をしていなかったことを認めました。そのために保護者の方、本人は、傷害罪で訴える以外になかったということなのです。

私が今学校と県教育委員会のやりとりを紹介しましたがけれども、県教育委員会の対応もまずかった。県教育委員会がもっと踏み込んで、被害者の生徒から聴取するとか、その真相を究明するとか、県教育委員会としてやるべきだったのではないですか。県教育委員会の対応が、学校の無責任な対応を容認したということになりませんか。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 県教育委員会として、そういった学校の対応について容認したかどうかということについては別といたしまして、県教育委員会として改めての対応が必要だといった判断が当時はなかったということでございます。

○**斉藤信委員** 私は、学校と県教育委員会のやりとりについて先ほど紹介しました。学校の責任は第一義的に重大ですよ。しかし、それについて県教育委員会が一貫して容認しているのです。だから、解決の道が閉ざされたのです。

私はもう一つお聞きしたいのだけでも、先ほどの経過の中で、精神科の医師の専門的な判断は、こういうことです。高校在学中、2年生時、平成20年7月、バレーボール部に選手不足のために参加し、部活内で指導教員のさまざまな言動が外傷体験となり、同年9月下旬ごろから上記を発症した。外傷後ストレス障害です。高校在学中は恐怖心強く、登校困難となり、卒業後は秋ごろになるとフラッシュバック症状に悩むことが多い。現在も通院治療中であると。これだけの専門医師の診断が出されて、なぜ真剣に対応できなかったのですか。あなた方はこれを無視したということになりますね。こういう専門家の診断を学校も県教育委員会も無視したということになるのではないですか。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 12月7日の時点で、御両親から医療情報提供書の写しをいただいたということについては、事実でございます。ただ、無視ということでございますが、この後につきましても、生徒が不登校の状態になっておりましたから、直接生徒とのやりとりというのがなかなかできなかったようでございますが、ただ適宜、生徒側とのやりとりは続けていたといったような状況について承知をしているところでございます。

○**斉藤信委員** とんでもないことですよ。いいですか、顧問の教師による日常的な暴言、そして暴力、これで外傷後ストレス障害になり、不登校に陥って、この生徒にとっては高校生活、青春の大事な時間を奪われているのです。そして、その生徒が勇気を奮って、原因が部活動の顧問の暴言、暴力にあったのだとせっかく告発したのに、あなた方は一顧だにできなかった。私は、これ許されないと思いますよ。

きのう話した沿岸部の県立高校、ここでも医師の診断書が出ましたね。何でこんなに対応が違ったのですか。盛岡第一高校の場合には対応を間違ったのではないですか。改めてお聞きします。なぜ無視したのか。実際にこの医師の診断書について対応しなかったです

ね。

○**今野参事兼教職員課総括課長** この医療情報提供書に基づくPTSDの症状そのものについて、直接的な形で学校が対応したかということになりますと、必ずしもそういった形ではなかったと思いますが、ただそのまま放置したといったようなことではなくて、適宜その生徒の状況等について、状況確認といいますか、そういったことについては学校としても続けていたということについては承知しているところです。

○**斉藤信委員** 改めて聞きますが、高校がまともな調査をしなかった理由は、顧問の教師が暴力を全面的に否定したからですね。違いますか。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 当該教諭に対する聞き取りの結果ということもございますが、周りの教員等に対するそういった聞き取りの結果も含めて、当時としてはそういった判断があったものと承知しているところでございます。

○**斉藤信委員** きのう樋下委員が、自分のおいが3年後輩のバレーボール部員だったと話しました。3年後輩というとはほとんど重なっていないと思うのですけれども、それでも当時そういうことがあったと話をされていたというのです。生徒はみんな知っていたのです。だから、バレーボール部員全員を調査したら、これはすぐわかったことなのです。そういうこともしない。あくまで暴力、暴言を振るった教師をかばうという対応で、本当に高校生活を、青春を奪われた生徒の立場に立たなかった。許されないことではないですか。

教育長、初動を間違ったのではないですか。そう思いませんか。

○**高橋教育長** この事案が発生したのは平成21年ということで、今からおよそ8年前でございます。その時点で対応したのは学校側ということですが、斉藤委員から御指摘ありましたとおり、学校と県教育委員会事務局との間での情報共有が足りなかったということについては、御指摘のとおりだと思います。これは、県教育委員会、それから私自身として、今、県教育委員会の責任者をさせていただいています。そこについては、今振り返ってみれば、初動対応というのは極めて大事だったのだろうなというように基本的に認識いたしております。

それで、これも御案内のとおりでございますけれども、我々は訴状を受けて、その事案の実質的な中身を理解したということでございます。そしてまた応訴期限が迫ってきているという中で、できる限りの事実関係を把握しようということで、同級生、当該教員も含めて話を聞きながら、でき得る限りの事実把握をしたというように思っています。それで、御両親の訴状にある内容とは大きくかけ離れたもの、事実関係に相違があるというような判断をいたしまして応訴したということでございます。それ以降の対応につきましては現在公判の中で争われておりますので、ただいま御質問いただいた点については、具体的な言及は避けさせていただきたいと思っております。

○**斉藤信委員** 当初の対応がまずかったと、これは認められました。これは極めて重要な教育長の答弁だったと思います。

それで、最初の情報提供で最後に何と言っているかということ、体罰の事実があれば教職

員課に連絡をお願いすると。このとき調査しないから、体罰の事実を確認していないのです。そして、教師も否定したから、そのままこれは体罰事件になっていない。しかし、同級生の部員も認めました。顧問の先生も平手打ちをしたということを認めていますね。もうここまで来たら、これは体罰事件、体罰によって不登校が発生したと、こういう認識になるではないですか。教育長、違いますか。

○高橋教育長 今の御質問にお答えする前に、事実関係にちょっと相違がございましたので訂正させていただきたいと思います。私、先ほどの答弁の中で、応訴時点で同級生からの確認を行ったというように申し上げましたけれども、応訴した後で確認したということでございますので、訂正をいたします。

○斉藤信委員 これはまた、教育長は極めて重要な答弁をしたのです。応訴前には調査して確認していなかったと、こういうことですよ。そして、応訴してから調査をしたら、部員の生徒は体罰を認めた。そして、顧問の先生も平手打ちを認めている。この事実が最初からわかっていたら、体罰による不登校事件という重大事態だったのではないかと私は言っているのです。違いますか。

○高橋教育長 応訴時点では、当該教員から詳しく事情を聞いたということでございます。それから、当時の校長等からも聞いた上で、総合的な判断をして応訴に至ったということでございます。

それで、まさにこれが体罰によるものであれば、一般論として重大事態ということでございますけれども、この体罰について、全国的な大きな問題となりましたのは、直近では大阪市立桜宮高校の事件だったと思います。これは、平成21年より後でございます。当時の認識と現在の認識というものは、我々の危機感というものも違っていた部分もあるのかと思っています。今仮にこういう状態のもとで、こういう事案を我々が調査するというようなことがあれば、また違った対応があったのかと思っています。

○今野参事兼教職員課総括課長 補足でございますが、生徒への聞き取りにつきましては、ことしの6月になって改めて聞き取りをしたという状況でございますが、それ以前は、平成24年3月の時点でございますが、当時の同級生の部員4人に対して聞き取りをして、その時点ではいずれも体罰はなかったという聞き取り結果を得ているところでございまして、応訴の時点におきましてはそういったことも含めて判断をさせていただいたということでございます。

○斉藤信委員 また本当に言いわけがましいのだけれども、電話の調査でしょう。電話の調査で体罰がなかったと言っているのだけれども、電話の記録、録音はあるのですか。

○今野参事兼教職員課総括課長 録音ということではございませんが、当時の聞き取りのメモということで記録が残っているということでございます。

○斉藤信委員 適当な調査ですよ。もう東京の大学に行っている同級生に、何年か後に電話で調査して、それを根拠にして体罰がなかったなんて言えないでしょう。そんなの調査なんて言えませんよ。

もう時間なので、最後に。一番この生徒を苦しめたのは、部活動の終了後、一人だけ体育教官室に連れ込まれて、立たされたまま着がえをすることも飲食も許さず、約2時間から3時間にわたって、当時の副校長の表現によれば、物すごい剣幕で怒る、至近距離でどなるという行為であった。これが一番ダメージを与えたのですよ。部活動終了後の午後7時からですよ。この生徒が家に帰ったのは午後10時だそうです。2時間以上、3時間近くにわたって監禁して、どなり散らす、物すごい剣幕で怒る、至近距離でどなる。これが一番ショックを与えたことだと見ているそうです。

ところが、この証言に対して、ある副校長はこう言ったそうです。後からつくられた記憶もある。私は、本当に学校の姿勢を疑いますね。被害を受けた生徒が勇気を奮ってこういうことが原因だったのだと言ったのに対して、後からつくられた記憶もあるなんていう、これは二重、三重に生徒と保護者を本当に苦しめたのです。

今までこの事件の直後にまともな調査が行われなかった。そして、教師が全面否定した。しかし、全面否定した根拠は現段階では完全に崩れている。体罰もあった。暴言もあった。そのことが理由で不登校だと言うのだったら、現段階では重大事態として第三者委員会で調査するべきものであって、県教育委員会は残念ながら学校と一緒に誤った対応をしましたから、あなた方が再調査するというのではないと思うのです。やっぱり第三者による徹底した真相の究明、そしてこの教訓を生かすことが必要だと、そのことを述べて私の質問を終わります。

○千葉伝委員 当委員会できのうからきょうにかけて、斉藤委員から中身についていろいろな質疑がされているという中で、きのう私も申し上げたのですが、当初の調査の中身と現段階の状況がかなり内容に相違があるという理解をせざるを得ないと思うところであります。したがって、十分納得できる調査の中身というには不十分だと言わざるを得ないと思います。

そこで、斉藤委員のほうからは第三者委員会を立ち上げて検討すべきと、それは決議という……

〔斉藤信委員 「いやいや、そういう方向で。」と呼ぶ〕

○千葉伝委員 (続) いずれ別個にやるべきだということが出ました。私もきのうは、当事者とか裁判の件もあるのですが、そこでやりとりしている分というのは、言った言わないも含めてなかなか判断するのに、いつまでも当委員会で一つ一つを検証するようなやり方というのはかなり難しいだろうと。こういうことからすれば、斉藤委員が提案している第三者委員会という形をとるか、結論を言う前に確認したいのは、場合によっては、こういう状況の中で、民事の裁判の最中ではあるけれども、県教育委員会として当初の調査が不十分だったということからすれば、この事案を再調査というのか、改めて調査をするその意思があるかどうか、そこをまず確認したいと思います。

○高橋教育長 現在まさに係争中のごさいますて、今の裁判に応募したというプロセスの中で、その時点でのでき得限りの確認を我々はしたということで応募いたしております

ので、その事実関係をまた改めて調査するというのは、これは裁判に大きく影響してくるということですので、現時点でそういう調査を行うということについては言及を控えさせていただきたいと思います。

○千葉伝委員 きょう、今の時点でどうする、こうするというのはなかなか、そのとおりの答弁だと思います。当委員会での事案をきょうで終わるというのも、また中途半端な審議になると思います。したがって、委員長にお願いしたいのは、この事案については継続審査ということで、これからの県教育委員会、それから裁判の件も含めて、私どもの委員会でもそれを注視する中で、改めてまた審議するというようなことが必要だと考えますので、その取り扱いについて委員長にお願いしたいと思います。

○高橋但馬委員長 ただいま継続協議との御意見がありますが、さよう決定することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は継続協議することと決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。